

山ノ内町融資制度のご案内

山ノ内町経済振興課

町では長野県信用保証協会、長野県農業信用基金協会並びに町内各金融機関と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、信用保証料の補助を通じて町内の中小企業の皆さまが安定した経営を行えるよう応援します。

1. 相談窓口及び取扱金融機関

相談窓口	取扱金融機関
山ノ内町役場経済振興課 電話：33-1107 山ノ内町商工会 電話：33-5666	ながの農業協同組合 八十二長野銀行 長野信用金庫 長野県信用組合

※あっせん申込書は山ノ内町商工会にて受け付けます。申込にあたっては事前に金融機関・信用保証協会にご相談ください。

2. 申込者の資格

【利用できる方】

- ・原則として山ノ内町で1年以上継続して事業を営んでいる法人または個人事業者（ただし、創業支援資金は除きます。）
- ・融資の可否については各金融機関の一般審査基準の中で判断します。

※ 経営安定活力資金については、最近3ヶ月の売上高が前年同期比10%以上の減少や最近6ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少している方、セーフティネット保証認定されている方などが融資対象となります。

※ 創業支援資金については、町内での創業予定者及び創業から5年以内の方が融資対象となります。

【次の方は利用できません】

- ・金融機関から取引停止処分を受けている方
- ・保証協会等で代位弁済中の方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・経営継続の見込みがない方
- ・制度融資を不正に利用したことがある方
- ・町税を滞納している方
- ・営業と家計が分離していない方

3. 信用保証協会の保証を利用できる対象業種等

【企業規模】

業種により利用できる中小企業の規模が定められています。資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すれば利用できます。

- ・中小企業の範囲

業種	資本金	従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

そ の 他 産 業	3 億円以下	300 人以下
-----------	--------	---------

・ 小規模企業

業 種	従業員数
商業・サービス業(旅館業・娯楽業を除く。)	5 人以下
上 記 以 外	20 人以下

【業種】

- ・ 中小企業信用保険法施行令で定める業種としており、商工業のほとんどの業種で利用できますが、信用保証協会で不相当と認める業種については利用できません。
- ・ 農林漁業、風俗営業飲食店の一部、公益法人、社会福祉法人、学校法人等は対象となりません。
- ・ 許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

4. 融資条件に関する取扱い

【申込金額】

- ・ 1 融資につき 10 万円以上の額とし、1 万円未満の端数はこれを切り捨てます。

【借入期間】

- ・ 13 ヶ月以上であれば、資金ごとに定められた期間の範囲内で設定することができます。

【返済方法】

- ・ 返済方法は元金均等割賦返済となります。

【信用保証】

- ・ 長野県信用保証協会による保証となります。
- ・ 事業者の皆様が長野県信用保証協会に支払う保証料は、山ノ内町が一部または全額を補給します。(町の負担分は町が長野県信用保証協会に直接支払います)

【利子補給】

- ・ 事業者の皆様が金融期間に支払った利子の一部(1%)を山ノ内町が補給(補助)します。(町税に未納がないことが条件となります)
- ・ 資金ごとに定められた返済期間内の利子のみ補給対象となります。

5. 資金使途

【運転資金】

- ・ 運転資金は事業経営上必要とする資金で、原材料、商品等の仕入、賃金その他経費の支払いのためのものであって、これにより事業活動が継続され経営の安定に役立つものである必要があります。
- ・ ただし、既借入金の返済のための資金等は原則として貸付の対象となりません。(経営安定活力資金のみ対象)

【設備資金】

- ・ 設備資金は事業経営上必要とするための資金で、生産または営業設備(土地・建物を含む)の取得、増設、改良等のものであって、これによって業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものである必要があります。
- ・ 営業権(無形固定資産)、権利金(繰延資産)、保証金、敷金等も対象となります。
- ・ 設備の完了後 30 日以内に、相手業者へ支払った領収書の写し等と設置の状況が確認できる写真を添付した設備完了届を提出していただきます。

【2026年度山ノ内町制度資金の概要】

	中小企業振興資金				小企業 特別小 口資金	創業支援資金		
	一般資金		経営安定 活力資金					
融資あつせん対象者	中小企業者等		経営の安定に支障が生じている中小企業者等		小規模企業者	新規開業予定者及び新規開業者で経営指導員の指導を受けたもの		
資金の用途	運転	設備	運転	設備	運転	運転	設備	
貸付限度額	500万円	800万円	800万円		300万円	500万円		
貸付利率	年2.3%		年 2.0%		年2.1%	年1.8%		
貸付期間	5年以内 据置期間 6ヶ月含む	7年以内 据置期間 1年含む	7年以内 据置期間 1年含む		5年以内 据置期間 6ヶ月含む	5年以内 据置期間 1年含む	7年以内 据置期間 1年含む	
返済方法	原則として月賦							
担保	なし							
保証人	原則不要（法人は代表1名 個人は不要） ただし、場合により保証人をたてることがある。							
保証料負担	※ 通常時	4 / 5 町負担 ・ 1 / 5 自己負担		全額町負担		4 / 5 町負担 ・ 1 / 5 自己負担		
	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	信用保証料率 上乘せ0.25%						
		6 / 10 町負担 ・ 4 / 10 自己負担		6 / 8 町負担 ・ 2 / 8 自己負担		6 / 10 町負担 ・ 4 / 10 自己負担		
		信用保証料率 上乘せ0.45%						
		2 / 4 町負担 ・ 2 / 4 自己負担		4 / 6 町負担 ・ 2 / 6 自己負担		2 / 4 町負担 ・ 2 / 4 自己負担		

申込み期限	随時
貸出日	随時
利子補給金	町税を完納し、申請書を提出した者に対し、別に定めるところにより、利子の一部又は全部を交付する。

- * 次の場合は設備資金の対象となりません。
 - ・ 貸借対照表の固定資産に計上されないもの。
 - ・ 不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの。
 - ・ 既に代金の支払いが行われたもの。
 - ・ 3, 5, 7 ナンバーの乗用車で車体に企業名・屋号等の表示がないもの

- * 経営安定活力資金の申込の際は直近の売上金額が確認できる書類（税理士等または商工会経営指導員の確認印のあるもの）を添付してください。

町制度資金融資手続き

- 1 金融相談
 - ① 中小企業者等は、町融資制度取扱金融機関と借入内容について相談のうえ、信用保証協会の保証内諾をとります
- 2 融資あっせん申込書提出
 - ② 中小企業者等は、あっせん申込書、信用保証委託申込書（全国統一書式）に、その他必要な書類を添えて（以下、「あっせん申込書類一式」）、商工会担当者へ提出します
- 3 融資あっせん依頼・信用保証依頼
 - ③-1 商工会は、町経済振興課へあっせん申込書類一式を提出します
 - ③-2 金融機関は町のあっせん受付を確認後、あっせん申込書類一式に信用保証依頼書を添えて信用保証協会へ提出します
- 4 融資あっせん決定・保証決定
 - ④-1 町はあっせん決定後、あっせん申込書類一式を金融機関へ提出します
 - ④-2 信用保証協会は保証決定後、信用保証書を金融機関へ交付します
- 5 融資実行
 - ⑤ 金融機関はあっせん決定（④-1）と保証決定（④-2）を確認後、貸付証書を作成し融資を実行します
- 6 信用保証料請求
 - ⑥ 信用保証協会から中小企業者等及び町へ信用保証料が請求されます
- 7 設備完了届
 - ⑦ 設備資金借入の場合、中小企業者等は町へ設備完了届を提出します

【申込フローチャート】

